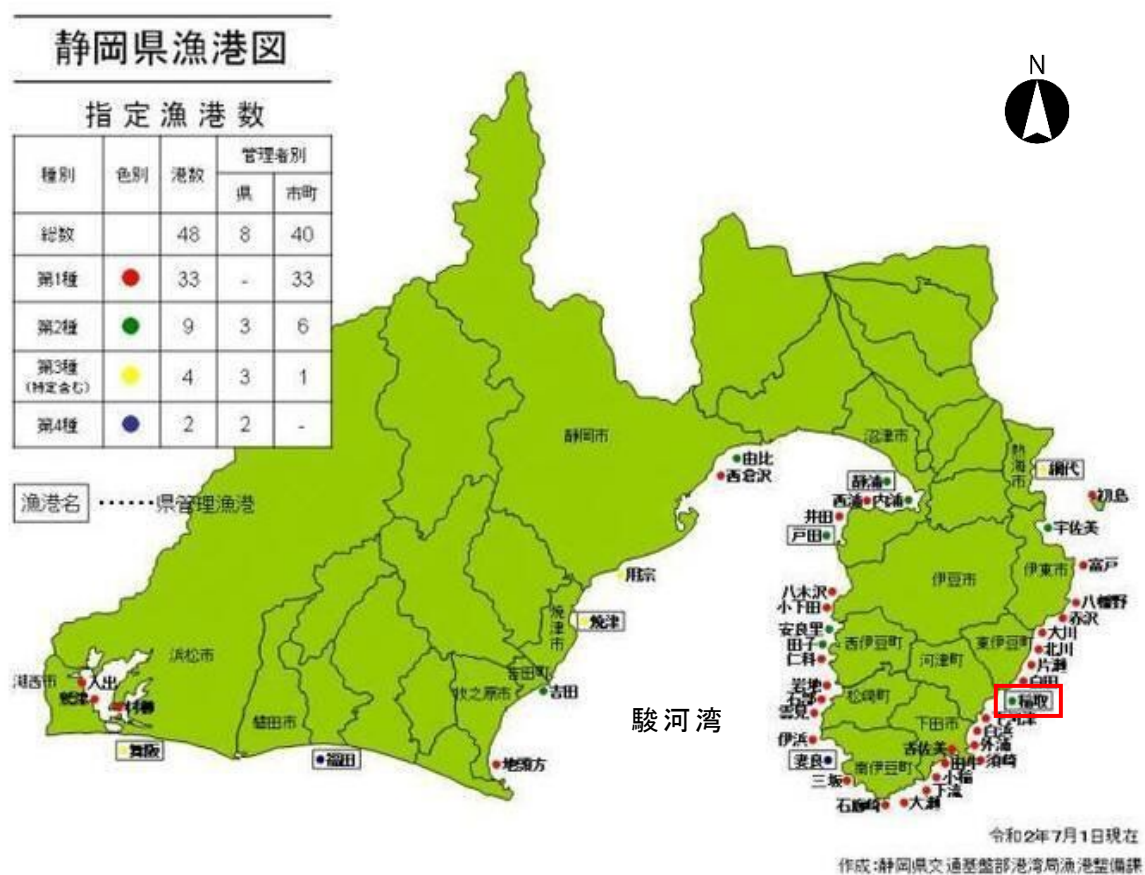


別紙－1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

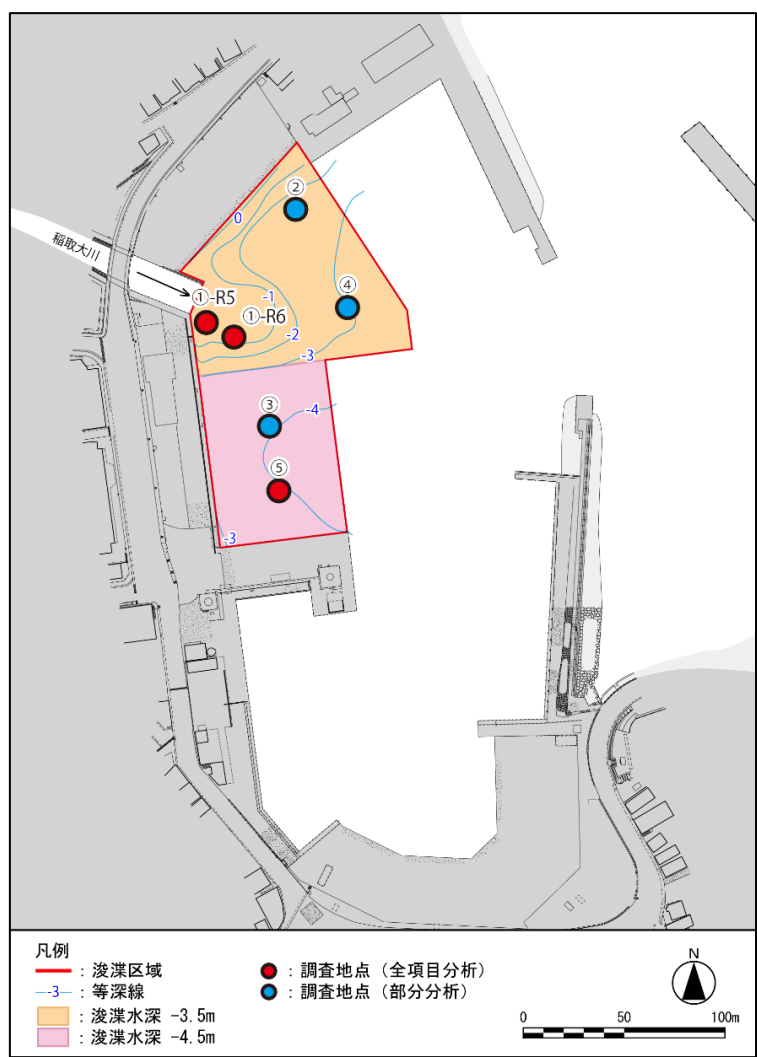
(1) 水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

浚渫区域は静岡県賀茂郡東伊豆町に位置する稲取漁港（第 2 種漁港・県管理漁港）（図－1.1 参照）の図－1.2 に示す範囲であり、浚渫する土砂が「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号ロで定める規定を満たしているかどうか確認するための試料採取位置は図－1.2、試料採取位置の浚渫土厚と試料採取を行ったコアの層数は表－1.1 のとおりである。



出典)「県内の漁港」(静岡県 HP、<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kowan/1040514/1056304/1029677.html>、令和 6 年 12 月閲覧)より作成

図－1.1 浚渫を実施する稲取漁港の位置



備考) 港内の数値は、現状（令和6年11月測量実施）の等深線（水深：m）を示す。

出典) 「基盤地図情報」（国土地理院、<https://fgd.gsi.go.jp/download/terms.html>）より作成

図－1.2 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

表－1.1 試料採取地点と採取層の概要

試料採取日 ①-R5：令和5年10月24日、①-R5以外：令和6年10月16日

調査地点	凡例	現況水深 (m)	計画水深 (m)	底面余掘 (m)	採取試料厚 (m)	コア数 (検体)	採泥方法	調査項目
①-R5	●	-0.5	-3.5	—	1.5※ ³	3	柱状採泥	全項目分析※ ¹
①-R6	●	-1.0		—	2.5※ ³	5	柱状採泥	全項目分析※ ¹
②	●	-2.6	-3.5	—	1.0	2	柱状採泥	部分分析※ ²
③	●	-4.0	-4.0	0.5	0.5	1	柱状採泥	部分分析※ ²
④	●	-3.0	-3.5	—	0.5	1	柱状採泥	部分分析※ ²
⑤	●	-4.0	-4.0	0.5	0.5	1	表層採泥	全項目分析※ ¹

※1. 全項目分析の地点では、物理的特性項目、化学的特性項目（水底土砂に係る判定基準、環境省告示96号別表第四の溶出濃度基準、含有濃度に基づく法定基準、その他有害物質）、生化学的及び生物学的特性項目を分析した。底生生物は各地点の表層のみで実施した。

※2. 部分分析の地点では、物理的特性項目、化学的特性項目（水底土砂に係る判定基準、環境省告示96号別表第四の溶出濃度基準、含有濃度に基づく法定基準）、生化学的・生物学的特性項目（強熱減量）を分析した。

※3. 調査地点①-R5及び①-R6は、令和5年及び令和6年の底質調査結果により表層から浚渫水深までの底質の性状を把握した。

備考) 凡例○の色分けは、図－1.2の凡例色分けに準ずる。

(2) 海洋投入できる水底土砂に関する政令第 6 条への適合及び水底土砂に係る判定基準（昭和 48 年総理府令第 6 号）への適合状況

海洋投入処分しようとする水底土砂が、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」（昭和 46 年 政令第 201 号）第 6 条で規定される「特定水底土砂」、「指定水底土砂」※²、「前条第二項第四号に規定する水底土砂」、「前条第二項第五号に規定する水底土砂」のいずれにも該当しない水底土砂（「水底土砂に係る判定基準」※¹を下回る土砂）であることを把握するため、浚渫区域の中から図－1.2 に示す地点で水底土砂の採取を行い、性状の把握を行った。

これらは以下に示す理由により、浚渫区域の土砂の特性を代表するものと考えた。

底質試料採取地点は、浚渫区域全体の土砂の特性を網羅できるよう、50m 間隔の均等配置の考え方に基づき水平方向の採取地点を設定した。また、鉛直方向における性状を把握するため、浚渫水深（-3.5m 又は -4.5m）を含む深さの土砂を 50cm 層厚で試料採取した。調査地点①については、令和 5 年に水深 -0.5m の地点において採取試料厚 1.5m の底質調査が実施されているが、浚渫水深に満たないため令和 6 年に追加の調査を実施した。柱状採泥が技術的制約により深さ 2.5m までしか出来なかったため、水深 -1.0m の位置で採泥を実施し、2 年分の調査結果を用いて土砂の性状を把握することとした。

図－1.2 において●で示した調査地点①-R5、①-R6、⑤を代表点として選び、水底土砂の判定基準に係る項目に加え、物理的、化学的、生化学的・生物学的特性項目の分析を実施した。当該箇所を代表点とした理由は、調査地点①-R5 及び①-R6 は稲取大川の河口付近に位置するため河川より流入する有害物質が蓄積しやすい地点であり、調査地点⑤は調査地点①-R5 及び①-R6 から最も離れた地点を選定することで浚渫区域全体の性状を把握できると判断したためである。図－1.2 において●で示した調査地点②、③、④では、物理的特性項目、化学的特性項目（水底土砂に係る判定基準、環境省告示 96 号別表第四の溶出濃度基準、含有濃度に基づく法定基準）、生化学的・生物学的特性項目（強熱減量）の分析を実施した。

表－1.2 の分析結果より、全ての項目について「水底土砂に係る判定基準」※¹を下回っている。また、浚渫計画範囲は静岡県相模灘に面する伊豆半島沿岸に位置することから、「指定水底土砂」※²に該当しない。したがって、浚渫により発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年 法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号口の政令で定める規定を満たした一般水底土砂であると判断される。

なお、実際の浚渫時には監視計画に基づいて改めて調査を実施し、判定基準への適合状況を確認する。

※1. 「水底土砂に係る判定基準」

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年 総理府令第 6 号）により定める水底土砂に係る判定基準、及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行

令」(昭和 46 年 政令 201 号)より定める「特定水底土砂」の判定基準。

※2.「指定水底土砂」

環境大臣が指定する海域(田子の浦港、三島・川之江港の 2 海域)から除去された水底土砂のうち熱しゃく減量が 20%未満である土砂を指す(「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成 17 年 政令第 209 号)、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定」(昭和 48 年 環境庁告示第 18 号)関連)。

表－1.2(1) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 ①-R5：令和5年10月24日、①-R6：令和6年10月16日

項目	単位	①-R5			①-R6	判定基準	判定
		0～ -0.5m	-0.5～ -1.0m	-1.0～ -1.5m	0～ -0.5m		
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.003	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.7	1.5	2.0	0.7	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.5 以下	○
有機塩素化合物※	mg/kg	<4	<4	<4	<4	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	○
ダイオキシン類(溶出)	pg-TEQ/L	0.019	0.43	1.0	0.53	10 以下	○

※有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

表－1.2(2) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年10月16日

項目	単位	①-R6				判定基準	判定
		-0.5～ -1.0m	-1.0～ -1.5m	-1.5～ -2.0m	-2.0～ -2.5m		
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.003	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.8	0.9	1.0	1.5	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.5 以下	○
有機塩素化合物※	mg/kg	<4	<4	<4	<4	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	○
ダイオキシン類(溶出)	pg-TEQ/L	0.47	0.43	0.46	1.3	10 以下	○

※有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

表－1.2(3) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年10月16日

項目	単位	②		③	判定基準	判定
		0～ -0.5m	-0.5～ -1.0m	0～ -0.5m		
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.003	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	1.0	1.3	1.1	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.5 以下	○
有機塩素化合物※	mg/kg	<4	<4	<4	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	○
ダイオキシン類(溶出)	pg-TEQ/L	1.3	2.1	1.6	10 以下	○

※有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

表－1.2(4) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和 6 年 10 月 16 日

項目	単位	④	⑤	判定基準	判定
		0～ -0.5m	0～ -0.5m		
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	1.2	1.0	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1.5 以下	○
有機塩素化合物※	mg/kg	<4	<4	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	0.5 以下	○
ダイオキシン類(溶出)	pg-TEQ/L	0.81	0.92	10 以下	○

※有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和 46 年政令第 300 号)別表第 3 の 3 第 24 号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。